

- む。)、損害回復・経済的支援等への取組(第12・13・16・17条関係))
- ◇第9回犯罪被害者等基本計画検討会(10月25日)
 - ・基本計画案の検討について(2:精神的・身体的被害の回復・防止への取組(第14・15・19条関係)、刑事手続への関与拡充への取組(第18条関係))
- ◇第10回犯罪被害者等基本計画検討会(11月7日)
 - ・基本計画案の検討について(3:支援等のための体制整備への取組(第11・21・22条関係)、国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(第20条関係))
- ◇第11回犯罪被害者等基本計画検討会(11月21日)
 - ・基本計画案の検討について(4:基本計画案まとめ)
- 第3回犯罪被害者等施策推進会議(12月26日)
 - ・基本計画案決定

基本計画策定過程での犯罪被害者等からの意見募集等

- ・平成17年2月 犯罪被害者団体等からヒアリング(2回開催、延べ20団体出席)
- ・平成17年5月 性暴力等被害者からの要望把握のためのヒアリング(当該要望に詳しい有識者等12名から個別にヒアリング)
- ・平成17年6月 犯罪被害者団体等(3団体)から追加的にヒアリング

→上記の計4回のヒアリングにより、合計615の意見・要望に集約。

- ・骨子決定後、8月中旬から9月上旬にかけて、国民からの意見募集を実施し、309人・団体から意見が寄せられ、また、全国9か所で犯罪被害者団体等から直接、骨子に対する意見・要望をヒアリング。

→これらによって寄せられた意見・要望について、重複するものや単に賛意を示すものなどを除き、改めて検討が必要と思われる451の意見・要望に集約。

団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる3つの「基本理念」を掲げているとともに、国民の配慮と協力を責務と定めている。施策の実施者において目指すべき方向・視点は、これらの理念・責務に立脚すべきであり、こうした考え方から、基本方針は次ページ上図の4つとした。

また、基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を基に策定されたが、広範囲・多岐にわたるそれらの要望を総覧し整理する中で、大局的な課題として浮かび上がってくるものとして指摘できる次ページ上図の5つの課題を「重点課題」として設定した。これらの課題は、関係府省庁がそれぞれに対応していくのみならず、各府省庁が、有機的な施策体系の一部を担っているという意識の下で横断的に取り組んでいく必要のあるものである。各府省庁は、個々の施策の実施に当たっては、各課題に対する当該

施策の位置付けを明確に認識し、各課題ごとに各府省庁横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られるよう努める必要があり、それによって、一層効果的な取組が可能となるものである。

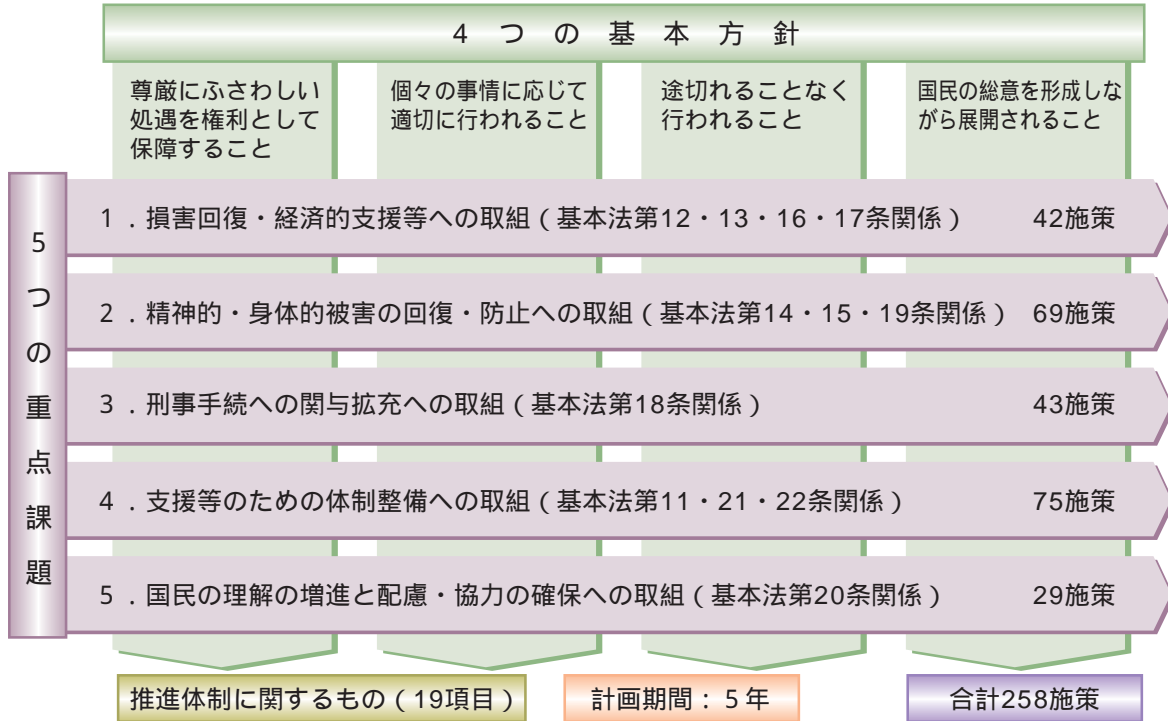
5つの重点課題の下、258に上る具体的施策を位置付けている。258の施策のうち、約8割に当たる212の施策については、直ちにに取り組むこととし、約2割に当たる46の施策は、実施までに検討を要する施策のため、検討の方向性を示し期限を設定した上で検討を行い、検討の結論に従って施策を実施することとした。

また、府省庁横断的に取り組むものとして、「経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施」、「どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための

検討及び施策の実施]、「民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討及び施策の実施」の3つについては、推進会議の下に有識者と

関係府省庁から成る検討のための会を設け、調査・検討を行い、2年以内に結論を出し、結論に従った施策を実施することとした。

基本方針・重点課題の概略について



重点課題に係る具体的施策

〈重点課題①「損害回復・経済的支援等への取組」に係る具体的施策〉

- 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施
 附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に刑事手続の成果を利用できる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
 - 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大
 犯罪被害給付制度における支給範囲等について、拡大の必要があることを前提に、1年以内に調査し、施策を実施。【警察庁】
 - 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施
 犯罪被害者等に対する経済的支援制度について、現状より手厚くする必要があることを前提に、社会保障・福祉制度全体の中でのあるべき姿や財源を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省から成る検討のための会を設置して、2年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会】
 - 公営住宅への優先入居等
 自宅に住めないなどの事情のある犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等に資する措置の実施。【国土交通省】
 - 事業主等の理解の増進
 犯罪被害者等に対する理解に基づき、公共職業安定所におけるきめ細かな就職支援等を実施。【厚生労働省】
- 等 42の施策

〈重点課題②「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」に係る具体的施策〉

- 重度のPTSD（外傷後ストレス障害）等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成